

練馬区公告第 1 0 8 号

都市計画の原案について

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の原案をつぎのとおり公告する。

なお、条例第23条第3項の規定により法第17条第2項に規定する住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに区長に対して意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 1 日

練馬区長 吉 田 健 一

都市計画の種類 および名称	都市計画を定める 土地の位置および区域	都市計画の原案の概要
東京都市計画地区計画 氷川台駅周辺地区地区 計画	練馬区桜台三丁目およ び氷川台三丁目各地内	放射36号線の道路整備 を契機として、氷川台駅周 辺の生活利便性の向上や にぎわいの創出、幹線道路 沿道にふさわしい土地利 用の促進と延焼遮断機能 の強化および後背地にお ける良好で落ち着いた住 環境の維持・向上と災害に 強い街並みの形成を図る ため、地区計画を決定す る。

縦 覧 場 所 練馬区都市整備部都市計画課
（練馬区役所本庁舎16階）

縦 覧 期 間 令和 8 年 9 月 1 日から 9 月24日まで
（土・日曜、祝休日を除く）

意見書の提出先 練馬区豊玉北六丁目12番 1 号
練馬区都市整備部都市計画課
（練馬区役所本庁舎16階）